

全 仏

5/57

全日本仏教新聞

来月5日

北極道大会



遠方より旧友の来訪を受けたたり
手紙を頂くと大変嬉しい。

よく無信は元気のうちと云われるが、私の友に筆無精の男がいて、年始状さえ出さなはいばかりか、何年に一度しか手紙を記さないのであるが、ただ困難な問題に直面したりすると頻繁に訪ねて来る。

そして近況報告より始まり、延々と長口舌を勞し、対する私の都合や予定に関係なく愚痴をこぼして帰るのである。帰ったあと、心身共に疲勞し、困るのであるが、反面友にとっては重要な役割りを果しているのであろうと思う。

近頃よく、心のふれあいを大切に、人間関係の重要性を主張されているが、身近な問題として、友と何日か話し合う時間を持つ事が出来ないもどかしさを感じる。

孝道山・

仏舍利殿

(神奈川県横浜市)

全日本仏教会

昭和57年5月1日

全日本仏教徒会議

来月24日 北海道大会

第二十九回・全日本仏教徒会議北海道大会開催に向けて、全仏事務局では、現在、組織局を中心に準備が急ピッチで進められている。

日時 昭和五十七年六月二十四日(木)

九時～十七時

場所 西本願寺札幌別院

札幌市中央区北三条西十九

〇一六一六一―一九三二二

地下鉄・西十八丁目駅下車

また、北海道仏教連盟の松井義海会長からは、次のような挨拶文が寄せられている。

「昨秋、全仏会議において、本年六月二十四日を期して第二十九回全日本仏教徒会議が道都札幌にきまり、西本願寺札幌別院を会場として開かれることになったのは光栄であります。

本道は開拓以来日尚浅く、本州に比して、気候、風土、生活を異にし、仏教化も遅れています。特に発展途上の仏教組織も遅々たる現状であって、その充実に当会議に期待するのが地元全寺院の願いであり、素朴な人情とともに美しい自然を誇る好季に多数の御来道をお待ししています。合掌」

なお、参加申込、お問合せは全仏・組

織部まで。

※ ※ ※

前日の六月二十三日(水)の夕方には、都道府県仏教会代表者会議が予定されている。

ルンビニー復興日本

仏教徒委員会ひらく

規約案を承認

第九回ルンビニー復興日本仏教徒委員会は、四月十九日午後二時から、明照会館会議室で開催された。

今回の委員会では、五月二十六日に開催が予定されている全仏理事會に、承認を受けるために提出する「ルンビニー復興日本仏教徒委員会規約」案について、最終的に検討するのが、主な議題であった。

委員会は、四月一日に、事務局と小委員会委員によって作られた草案をもとに、熱心に討議した結果、理事会に提出する規約案について承認した。

出席者(順不同敬称略)

山本杉、貝山宣泰、岩崎宗秀、福田稔界、樹谷淳宣、加藤海晃、塩入亮達、新村正幸、英良智

第29回 全日本仏教徒会議 北海道大会

〔開催日時〕 昭和57年6月24日(木)
AM09:00～PM17:00

〔開催場所〕 札幌市 西本願寺別院

〔参加申込締切日〕
昭和57年5月31日(月)

〔参加申込・お問合せ先〕

●(財)全日本仏教会大会事務局

〒105 東京都港区芝公園4-7-4
TEL: 03 (437) 9275

●日通航空 秋葉原旅行支店

〒101 東京都千代田区外神田3-12-9
「第29回 全日本仏教会旅行事務局」

担当: 中村・伊東
TEL: 03 (253) 3478

●会議ご参加の方は下記の5コースの中からお選び下さい。

①Aコース (会議参加のみ)

6月23日発 (1泊2日) 費用54,500円

②Bコース (会議参加のみ)

6月23日発 (2泊3日) 費用62,000円

③Cコース (札幌近郊のお寺と積丹・支笏・洞爺)

6月23日発 (4泊5日) 費用97,000円

④Dコース (道央のお寺)

6月23日発 (4泊5日) 費用97,000円

⑤Eコース (道東)

6月23日発 (4泊5日) 費用110,000円

※C、D、Eのコースについては、30名様以上に
て催行いたします。

情報化時代の教化伝道

教化担当者会議

一般の会社や官庁などで、コンピュータに代表される様々な情報機器導入が進む中で、「情報化時代の教化伝道」をテーマに、第六回教化担当者会議が、去る三月二十六日、東京グランドホテルで開催された。

午前十時半の開会式では、藤原事務次長が三浦依文唱和、挨拶を行い、その後ただちに武藤義一埼玉工大副学長の基調講演に移った。

「情報化時代の教化伝道」という題で武藤博士は、まず教化を行っていく上で、新しい情報機器導入が必然であることを説き、次のように講演した。

「情報の原点は宗教であり、教団であると思う。これは洋の東西を通じて同じである。仏教にしてもインドの恐らく数ヶ所の地方語で語られた教えが、どうして全世界に拡まるのか。これが情報の原点であり、教化の原点である。したがって情報機器の駆使はむしろ教団が主導的役割を果たし、その示すところに従ってマスコミュニケーションにも波及してゆくという姿が、むしろ、本来的なのである」

昼食休憩の後、午後からは、実際に様々な情報機器を活用している人たちから事例報告が行われた。

まず、秋山秀海師が「真言宗豊山派のコンピュータ利用」というテーマで、同派がコンピュータを導入した経過について発表。仏教教団がコンピュータを利用する際、どのような点に注意したらいいか、自らプログラムを設計した体験をふまえての、貴重な報告だった。

つづいて、貝山宣昭師（日蓮宗）が、「寺院へのコンピュータ導入」と題して、自坊で使用中的の機種名を具体的にあげながら、本山クラスから一般の寺院まで、寺の規模に応じて、コンピュータ

やワードプロセッサを入れれば、どんな点が便利になるか、詳細に説明した。

最後に、「ビデオを使った教化伝道」をテーマに、真言宗豊山派・保育連合会会長の杉村祐之師が、ビデオジャポニカ製作の「おしやかさま」を中心に、8ミリ映画やスライドにかわる新しい器材としてのビデオを、伝道や幼児教育にどう活用していくか、熱をこめて語られた。

午後二時からは、討議並びに情報交換へ移り、会場からも、様々な質問や意見が寄せられた。

午後四時、閉会式。藤原事務次長の挨拶で全ての日程を終了した。この日は、各宗派・団体から約六十人の出席者があり、情報化が急激に進行する中で、これからの伝道教化のあるべき姿を、熱心に模索している姿が印象的だった。

税務委員会で要望書

基本通達問題

国税庁へ出す

第六回税務委員会は、去る三月三十日午後一時から、明照会館会議室で開かれ、豊田総務局長、鈴木税務委員長挨拶の後、議事に入った。

一、基本通達問題点について要望書原案の検討

事務局案を検討し、一部訂正して了承後日、国税庁へ手渡すことになった（別掲）。

二、都道府県仏の税務調査アンケートの検討

全国各地で、寺院に対する税務調査・指導がきびしく実施されているので、全仏として詳細なデーターを集め、これら

の問題に対処することになった。同時に実施されている調査・指導等については、各県仏に対し、よく注意するよう指示すべきだという意見が出された。

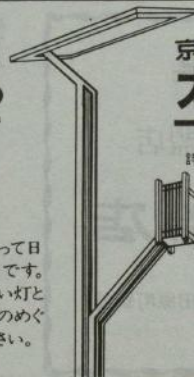
なお税務委員会では、税務当局からの照会書、調査書などが手に入ったら、コピーして全仏まで送ってくださるよう、希望している。

SON OF SUN

太陽の恵みを灯にかえる

- 火災の心配がありません ● 配線工事がいりません
- 豊富なデザインがそろっています。
- 停電の心配がなく災害時でも安心です。
- 寺院にふさわしい清浄な環境を生み出します。

京セラサンオブサン。太陽エネルギー灯は、太陽電池の動きによって日の太陽光エネルギーを夜間の屋外照明に変換する画期的な照明です。寺院境内の照明をはじめ公園灯、防災灯、街路灯などクリーンで新しい灯として全国各地で設置され、地域社会のシンボルとなっています。太陽のめぐみを灯にかえる太陽エネルギー灯を、寺院環境の整備にご検討ください。



京セラ 太陽エネルギー灯

詳しい資料を送付致します。下記までご連絡ください。

京セラ株式会社
ソーラーシステム事業部

本社 千607京都市山科区東野井上町52-11
TEL.075-592-3851(大代表)

関西営業所 東京 (03) 274-1551
名古屋 大阪 (052) 561-0677
広島 (0822) 27-6397
福岡 (092) 472-6937
鹿児島 (0992) 52-6360

国税庁への要望書（内容）

二つの通達の廃止を

第六回税務委員会の決定に基き、去る四月二十日、次のような要望書が、全仏より国税庁に提出された。

国税庁長官
渡部 周 治 殿

財団法人 全日本仏教会
理事 長 本多賢純
税務委員長 鈴木靈孝
「法人税基本通達等の一部改正につ
いて」

①一五一一一（公益法人等の本来の
事業が収益事業に該当する場合）
②一五一一四（公益法人等の確定
申告書の添付書類）
上記、二通達の廃止を求める要望書」

一、法人税法において、公益法人等の
行う収益事業と認定される以外の所得に
ついては、法人税を課さないとの規定は、
民間の公益事業の育成にその大きなねら
いがあると理解しております。

公益法人等として、一口に税法上、他
の法人と同一に扱われている宗教法人に
とっても、宗教法人本来の目的達成の為
の事業から得た収入は非課税という原則

は法人税法にその根拠が求められます。

二、しかしながら、宗教法人にとって
非課税の問題は、単に非課税という問題
にとどまらず宗教活動の浮沈そのものに
かかわる問題であると理解しております。
即ち明治以後の国と宗教との係り合いの
歴史の中で生れてきた宗教法人への非課
税措置は、実は憲法に規定する「宗教の
自由」、「政教分離」の原則を具体的にう
らづける政策上の措置であると考えてお
ります。

ご承知の如く、宗教法人は宗教の教義
をひろめ儀式行事を行い、信者を育成す
ることを目的とする団体であります。法
人税法第七条においては、収益事業から
生じた所得以外には法人税を課さないと
規定されておりますが、宗教法人がその
目的達成のために行う宗教活動は多様に
わたっております。現在、既にこの活動
の内のある部分は収益事業と認定され、
課税されてきております。然しながら税
法上収益事業と認定されるこれらの活動
も本来収益を目的としたものでなく、宗
教法人の目的達成のため不可欠な活動で
あることをご理解いただきたいと思います。

世間で指摘されるところの一部宗教法

人の目に余る行為は、我々としても許容
できるものでなく自省の材料として受け
とめておりますが、課税当局におかれて
も一部宗教法人の不当な行為を是正する
ための税務行為が、宗教法人本来の目的
達成の為の宗教活動への介入にならぬよ
う十分ご配慮をいただきたいところであ
ります。

三、かかる視点から今回の公益法人等
の基本通達の一部改正につきましては、
公益法人等の非課税の基本は、その公益
性にあるという法人税法の趣旨を全く捨
象し、単に収益事業の観点からのみ公益
法人の行う収益事業を見直している点に
大いに疑問を感ずると共に、収益事業の
内容についても、かなり拡大されている
点に不満を感じているものであります。

特に、新設の通達「一五一一一」、「一
五一一四」については、税務指導の
実施にあたって、収益事業であるか否か
の判断などをめぐって、税務行政が宗教
活動そのものに関与してくる危険性がぬ
ぐいきれず、我々としては受け入れられ
ないものであります。

それ故、ここに両通達の廃止を要望す
るものであります。

四、今後の宗教法人に対する税務行政
の実施にあたっては、宗教法人の意見を
十分聴取していただくことを希望すると
共に宗教法人法第八十四条に示される宗
教法人の宗教上の特性及慣習を尊重し、
信教の自由を妨げることをないように、
切にお願いするものであります。

（注）一五一一一 公益法人等（人格
のない社団等を含む。以下この節におい
て同じ）が令第五条第一項各号（収益事
業の範囲）に掲げる事業のいずれかに該
当する事業を営む場合には、たとえその
営む事業が当該公益法人等の本来の目的
たる事業であるときであっても、当該事
業から生じる所得については法人税が課
されることに留意する。

一五一一四 公益法人等又は人格
のない社団等が法第七十四条第二項（確定
申告書の添付書類）の規定により確定申
告書に添付する貸借対照表、損益計算書
等の書類には、当該公益法人等又は人格
のない社団等が行う収益事業以外の事業
に係るこれらの書類が含まれることに留
意する。

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

株式会社 決田商店

東京都台東区寿2-10-9（地下鉄田原町駅前）

電話 代表 (841) 4965

法律相談室

回答・全仏顧問弁護士

長谷川 正浩

【質問】 過日、私共の寺へ、税務署から、住職の給料のことでききたいと連絡がありました。応対しましたところ、いきなり、過去帳を出してくれとか、院号はいくらだとか、はでは、銀行の貸金庫を開けてくれとかいわれました。事を、荒だてたくないと思ひ、いわれるままにしましたが、未だに釈然としません。このようなことが許されるのでしょうか。(埼玉県A寺住職)

【回答】 一、最近あちこちの税務署で「お尋ね」とか、「質問書」を各寺院に送付し、寺院に対していわゆるローラー作戦が行われているようです。貴寺の場合もその一環なのではないでしょうか。ところで税務署の調査は、相手方の

同意を必要とする任意調査と、同意を必要とせず、実力行使ができる強制調査とがあります。又、任意調査は④税法に規定する質問検査権の行使として行われるものと、⑤そうではなく純然たる任意の調査に分かれます。①の方は、任意ではありませんが、相手方は真実応答義務があり、正当な理由がないと検査を受忍しなければならず、これに違反すると一年以下の懲役又は二〇万円以下の罰金に処せられる旨の規定があります。これに反し、②の方は、答えるか答えないかは、全く自由で、答えないとも何らの不利益をうけません。

寺院に対する税務調査

二、昨今、寺院に対して、さかんに行われているのは、一般概括的な状況調査と思われしますので、これに答えることも何ら不都合なことはありません。しかし、税務署の職員が寺院まで、わざわざ出向いて調査するということは、①の任意調査の可能性もありますから、調査に応じる前に、その調査が、質問検査権の行使として行われるものか、そうでないのか、はっきりと確かめておく必要があります。そして、①の調査、質問検査権の行使であったと

しても、次の二つのことが守られなくてはなりません。その一は当該調査の目的、調査すべき事項、申請、申告の体裁内容、帳簿等の記入保存状況、相手の事業の形態等にかんがみ客観的に必要があると判断される場合でなければ④の調査はできないということ、その二は右の必要がある場合でも、二の必要性と、相手方の私的利益との衡量において、社会通念上相当な限度にとどめなければならないということです(最高裁判所第三小法廷昭和四八年七月一〇日決定)。

そこで、寺院の場合にあてはめて考えてみましょう。第一に宗教法人法第二五条で義務づけられている備付帳簿書類がきちつと整備されておれば安心です。寺院に対する税金は、おおまかにいって、収益事業に課せられる法人税等と給与の支払に伴う源泉徴収税の二つです。収益事業は別として、住職が世間並の給料をもらっておれば、調査の対象とされるようなことはないでしょう。

第二に、税務職員が、宗教法人に対して調査する場合には、その宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならぬとされています(宗教法人法第八四条)。従って、客観的に調査の必要があると判断される場合であっても、宗教法人の特性や慣習、信教の自由を侵すことはできない。たとえその為に、調査が不完全なものに留まっても現行法では止むえないことになりましょう。裁判においてさえ、宗教職にある者は、職務上知りえた秘密事項は証言を拒絶できるのですから。

三、そこで、貴寺の場合ですが、②の全くの任意調査かどうか確認したうえで、そうであれば答えなくても良かったというわけです。①の場合であっても、過去帳をみせる必要は毛頭ありませんし、信者の喜捨金の額を明らかにすることは、金銭の多寡が信仰の篤さと無関係だとしてもこれを明らかにすることは問題がありません。銀行の貸金庫の開扉に応じるかどうか、④の場合でも、必ずしも応ずる義務はありません。

今後、このような調査があった場合には、調査に応ずる前に、直ちに全日仏へ御連絡下さい。時局対策部で、税務委員会と連絡をとり、適切な処理対応をとって戴けると思います。

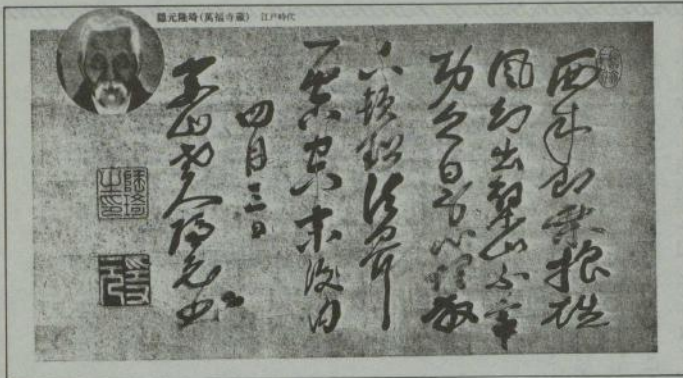
なお、全日本仏教会では、毎月第2・第4火曜日午後一時から四時まで、長谷川先生による「法律無料相談室」を開設しています。お気軽にどうぞ。

諸題の本

「遺偈の書」

遺偈とは――、禪宗の高僧が臨終にあたって到達し得た悟りの心境を、文字に託して残した最期の句をいう。

このたび、毎日新聞社から刊行された「遺偈の書」は、名僧百三十余人の辞世の句を集大成した豪華写真図録。古田紹



欽師（松ヶ岡文庫長）の編纂、古田師の他、鏡島元隆、駒沢大教授、加藤正俊、花園大助教授、丸岡宗男（禅研究家）、山本信吉（文化庁調査官）の諸師が解説を執筆している。

収録作品には、国宝に指定されている大鑑禪師・清拙正澄の句「毘嵐卷空、海水立 三十 三天星斗湿 地神怒把 鐵牛鞭 石 火電光追莫 及 珍重 首座 大衆」をはじめ、鎌倉時代の東福圓爾・癡兀大慧、南北朝時代の宗峰妙超・寂室元光・徹翁義享、室町時代の一休宗純のものなど、多数の重要文化財もふくまれている。

古田師は「刊行のことは」で、「墨蹟にあって、その禪的体験の深さ、鋭さが最も厳しく知られるものは、何んといつても遺偈の書ではなからうか。そこには、《無》の極限ともいべきものが、集約された力として見られる」と述べているが、高僧といわれた人たちが、最後に到りついた境地を知ることが、現代に生きる私たちにとっても、きわめて意義深いものがあると思われる。

本書には、カラー四八頁、モノクロ一二頁の写真の他、各句について詳しい解説がつけられている。専門家以外でもわかりやすい。また布表紙、外函付と造本も非常に豪華だ。応接間などに置くと似合いそうだ。この写真図録、全日本仏教会でも推薦している。

（B4判、二四〇頁、二六、〇〇〇円、東京都千代田区一ツ橋一―、毎日新聞社出版局）

シリーズ仏教語(2)

だらしがない

日常われわれは何気なく仏教語を口にしながら、そのルーツを知らないことが多い。「だらしがない」などもその一つで、これが仏教語か、と驚くのが関の山であるが事実はそのとおりで、「だらし」の語源には次の二説がある。

一つは、漢字を当てて「駄驢次」と書く。「駄」は「駄馬」「駄菓子」「駄作」など、ねうちのない安物を示す接

というような下俗の方言がはやったことがある。それにならって、本来「修多羅がない」といふべき時も、「シガラ」をひっくり返して「ガラシ」と読み、「ガラシがない」となったらしく、式亭三馬の『浮世床』にも出典が見出せる、とする説である。

どちらの語源が正しいのか、にわかには断定はしにくい。とにかく、「驢次」とか「修多羅」という仏教語から転訛して「だらしがない」という言葉が生れたことは、推察できる。

現代、一般に坊さんが七条または五条の袈裟を着ける時、縫帯とか色帯とか呼ぶ組紐を花鬘状に結んで袈裟の背後に垂れるようにするのが、普通であり、これも「修多羅（しゆたら）」として知られている。その結び方を知らないとい恥をかか、緩んだり解けたりしてもみつともない。また、大きな法要を勤めるにあたって、衆僧の行道などが、序列・服装その他の関係で乱れる場合、これもまことに醜い姿である。

いずれも「だらしない」という表現があてはまるだろう。たとえ語源はどうであろうと、こう見てくると、やはり坊さんの行動そのものに起因した仏教語であることだけは、間違いないであろう。

（浄土宗出版室長・宝田正道）

WFB 執行委員会

ルンビニー復興討議

タイ国王にも謁見

WFB（世界仏教徒連盟）の執行委員会ならびに副会長長合同会議に出席するため、全仏の代表団一行が、去る四月六日、成田空港を出発し、タイの首都バンコクへ向かった。

今年、バンコク建都二百年に当たり、



討議する各国代表

その記念行事も予定されているため、全仏からは、金子会長の代行として小峰順副会長、ならびに執行委員の鎌田国際部長、随員として小峰国際部主事の三人が黄昏の日本を後にした。

一行は夜半の午後十一時半、バンコク国際空港に到着、小谷WFB事務次長の出迎えを受けた後、ただちに宿泊所であり、会議場にもあてられている、ニューインペリアルホテルへ入った。

翌七日、午前にはバンコクの日本大使館へ、小本曾本雄大使を表敬訪問した。そして午後二時、ホテルのロビーに集合した、サンヤWFB会長代行をはじめ、各国の代表約二十人は、専用バスでタイ国王に謁見するため、王宮へと向かった。

到着約一時間後、一行はタイ国王、プミポン・アデナヤデット閣下に謁見、席上、小峰副会長から、これまでに全仏が集めた、タイ・カンボジア被災民救済金約三万五千ドルが、国王へ手渡された。

国王は、大変お喜びの様子で、「日本の方々が仏教精神を通して、貧困にあえいでいる人たちに、豊かな慈悲と同情を寄せていただき、ありがたい」と感謝の言

葉を述べられた。

翌日、執行委員会、副会長長合同会議の席上、サンヤ氏から、救済金のお礼として、花が小峰副会長へ贈られた。また鎌田国際部長から、救済金の利子もWFBで使ってほしいと提案が出されると、感謝の拍手が寄せられた。

会議の主な議題のうち、ルンビニー復興問題については、WFBとして中央友情橋に協力することが再確認された。また、ネパール代表として出席していたアムリタナタ僧正から、ルンビニー復興は、もうかなり以前から提唱されてきたにもかかわらず、実際に現地における計画がほとんど進んでいないので、一日も早く進展することを望む」という意見が述べられた。

次に、一九八三年にインドネシアで開催が予定されている第十四回WFB世界仏教徒会議について、九日の会議席上、同国政府関係者から、総選挙の日程や気候などの関係から、大会は五月以後になるだろうとの説明が行われた。

会議ではさらに、各国がそれぞれ独自で活動しているためか、WFB本部に設立されている難民救済事務局には、ほとんど募金が寄せられていないとの報告があり、よろしくお願ひしたいとの要請が出された。

九日夜、WFB関係者はホテル主催のパーティーに招かれ歓談し、翌十日の早朝、マリカ事務次長らの見送りを受けてバンコクを出発、午後九時過ぎ、無事成田空港へ帰国した。

禅僧が厳しい修業の末
到達した大悟の心境！
墨蹟にみる「無」の極限

豪華写真図録

遺偈の書

B4判

(36.4 × 25.7センチ)

布表紙付
外函

定価 26,000円

お申込み、お問合せは

電話・ハガキで右記へ！ 03(295)7611

毎日新聞社

〒100 東京都千代田区一ツ橋1-1-1
毎日新聞社 出版局 特販部
黒沢計之 宛

日光へバスツアー 仏教英語研究会で

仏教英語研究会では、在日外国人に日本の仏教文化を知ってもらおうと、来る六月五日(土)に、日光(輪王寺、東照宮など)への日帰りバスツアーを計画している。説明はすべて英語で行われるが、興味があれば誰でも参加できる。
なお、問い合わせ・申し込みは、新宿区西新宿三五一―三七八〇二、山田方、仏教英語研究会、〇三―三四二―六六〇五まで。

掲示板

聖徳宗

▼間中定泉管長の退任に伴い、新しい管長に大野可円師が選出された。

臨済宗妙心寺派

▼山田無文管長の退任に伴い、新しい管長に松山萬密師が選出された。

本門仏立宗

▼石岡日養講有の退任に伴い、新しい講有に西村日地宗務総長が選出された。

顕本法華宗

▼近津日成管長の退任に伴い、新しい管長に大矢円城師が選出された。

真言宗御室派

▼橋本隆應宗務総長の退任に伴い、新宗務総長に石井玄妙師が選出された。

曹洞宗

▼田中亮三宗務総長の退任に伴い、新宗務総長に伊藤治雄師が選出された。

本山修験宗

▼岩本光徹管長の逝去に伴い、第二代管長に伊丹光淳師が選出された。

岐阜県仏教会

▼大石好文会長の退任に伴い、新会長に加納博司師が選出された。

岩手県仏教会連盟

▼熊谷隆正会長の退任に伴い、新会長に高橋雄仙師が選出された。

静岡県仏教会

▼原田良道会長の退任に伴い、新会長に岩上覚二師が選出された。

日蓮聖人門下連合会

▼日蓮聖人七百遠忌を記念して推進されてきた、「オラトリオ日蓮聖人」の発表演奏会が、四月二十二日午後六時から、東京・新宿文化センターで行われた。

哀悼

関 雄峰師

四月十二日、八十一歳で遷化。臨済宗永源寺派管長。

事務局録事

四月

八日 WFB執行委員会

九日 日宗連監査会

十三日 日宗連理事會

法律相談室

十六日 局内会議

十九日 ルンビニー委員会

仏教文化会議打ち合せ会

二十七日 大会準備委員会

法律相談室

三十日 局内会議

墓地の草取りとボウフラの防除はおまかせください!!

ネコソギ粒剤 3ケースお買上げの方に散粒機進呈!!

チャンス・チャンスセール

いま散布すれば約6カ月間雑草の発生をおさえます。

いまがネコソギ粒剤を買うチャンス!!

ネコソギ粒剤は安全で、水にとかす必要もなく、散布するだけの除草剤です。いま3ケースお買上げの方に広い墓地も楽々散布ができる散粒機を進呈中!! ぜひこの機会にお買求めください。

いまがネコソギ粒剤を撒くチャンス!!

ネコソギ粒剤は雑草の生える前から草丈20cmまでの時に散布すると最も効果があり、その上約6カ月間雑草の発生をおさえますので、その間は雑草なし!! ぜひこの機会に墓地の除草をしてください。

散粒機で散布中



根までも枯らす強力除草剤

ネコソギ 粒剤

《特長》●安全
●水なし
●長く効く

3kg 100坪用

1ケース(3kg入×6袋)

36,000円を28,800円



ボウフラ・ウジの殺虫剤

オファック 粒剤

●安全 ●水なし ●長く効く

《新発売》250g入×10本

11,000円を9,800円



製造発売元



仏に仕える心の虹橋

レインボー薬品株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5 103

☎03(241)4011 郵便振替 東京5-59298